

引っ越しの際は、住民票の異動を忘れずに！

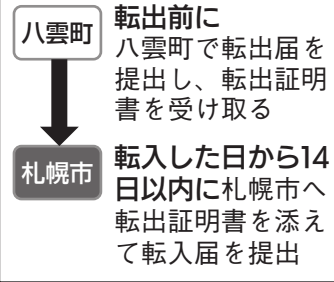
3月、4月は入学・就職・転勤により引越しの多い時期となります。引越しの際は住民票の異動届出が必要となり、進学(大学等)・一時的な就労であっても、1年以上別の住所へ異動される方は届

出の対象となりますのでご注意ください。
この届け出は国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスの基礎となり、大切な手続きですので忘れずに行ってください。

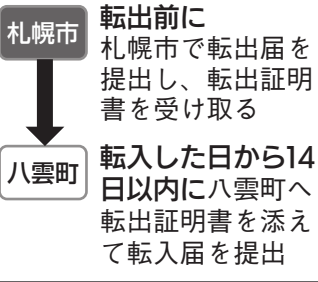
なお、3月30日から4月5日頃までは、窓口が大変混みますので、分散した来庁にご協力をお願いします。

住民票の異動届出(例)

八雲町から転出される場合



八雲町に転入される場合



八雲町内で転居される場合

八雲町 転居した日から14日以内に転居届を提出

◆カードに住所変更の記載をします



【必要書類】

- 本人確認書類(運転免許証等)…届出人分
 - マイナンバーカード・住基カード(お持ちの方)…異動者全員分
 - 外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書…異動者全員分
- ※ご不明な点はお問い合わせください。
【問い合わせ先】 住民生活課戸籍住民係 ☎0137-62-2112

農地のあっせん(売買)の申出はお早めに

農業委員会では、農業経営の規模拡大や農地などの有効活用に結びつくよう農地のあっせんを行っています。農地のあっせんには、農業委員による現地確認が必要で、積雪期には農地の状況を確認出来ないことから、9月初旬までに農業委員会事務局へ申し出てください。

また、あっせん手続きの前に、相続登記や抵当権等の担保物権の解除、賃貸借権や使用貸借権の設定解除などの手続きが必要な農地もありますので、期日に余裕をもって農業委員会事務局にご相談ください。

※あっせん可能な農地であるか農業委員会が判断しますので詳しくは左記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】
農業委員会事務局
☎0137-62-2203

障害のある方々の就労を叶えます 実績多し!!

仕事 決まったよ!

今すぐお電話を!

138-83-8018 080-1896-1077

jobsp.hirano@gmail.com

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書 自立支援医療受給者証をお持ちでない方もお気軽にご相談ください。

障害者就労移行支援事業所 町内で訓練しています

ジョブシード 検索

司法書士・行政書士 やまびこ事務所

●相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK

お困りのことはありませんか? 初回相談無料

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)